# 令和6年度　公文書開示（3月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 1 | R7.2.18 | R7.3.4 | 昭和29年５月20日買収<br>〇〇<br>都道用地について実測した時の測量図（測量が数回実施されているのであれば全て） | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書については、現に保有していないため、存在しない。 | 建設局<br>北多摩南部建設事務所<br>管理課 |
| 2 | R7.3.4 | R7.3.7 | 〇〇の技術点の配点<br>道路巡回点検委託（７六の荒川）（単価契約）<br>契約番号：06-07133 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 建設局<br>道路管理部<br>保全課 |
| 3 | R7.2.21 | R7.3.7 | 武蔵野公園生物多様性保全利用計画策定業務委託（３）に係る以下の議事録の表紙（個人名及び役職名を除く）<br><br>・第１回意見交換会<br>・第二回意見交換会<br>・第三回意見交換会 | 3 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 建設局<br>西部公園緑地事務所<br>工事課 |
| 4 | R7.2.3 | R7.3.7 | ・令和６年10月10日付道路工事期間延伸承認書（６六建管工第114号）<br>・令和６年11月22日付道路工事内容変更承認書（６六建管気第143号） | 31 | | 1 | | | | | 1 | | 1 | | | | | | （第７条第４号）<br>公にすることにより偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。<br><br>（第７条第２号）<br>個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 | 建設局<br>第六建設事務所<br>管理課 |

# 令和6年度　公文書開示（3月決定分）

| 月整理番号 | 請　求<br>年月日 | 決　定<br>年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 5 | R7.1.14 | R7.3.10 | ・指名競争入札による契約の締結について〔街路築造工事のうち道路舗装工事及び護岸復旧工事（５ー-環２勝どき）〕（５ー建庶契第259号）<br>・指名競争入札による契約の締結について〔街路築造工事のうち道路舗装工事及び護岸復旧工事（５ー-環２勝どき）〕（５ー建庶契第259号の２）<br>・令和６年２月16日付（契約番号05-00259）工事請負契約書〔街路築造工事のうち道路舗装工事及び護岸復旧工事（５ー-環２勝どき）〕 | ※ | | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | （第７条第４号）<br>公にすることにより、偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。 | 建設局<br>第一建設事務所<br>工事課 |
| 6 | R7.2.28 | R7.3.12 | 街路築造工事のうち電線共同溝設置工事及び排水管設置工事（５二-補26目黒中央町）<br><br>第２回設計変更<br>（工事変更設計書、工事変更金額書、変更工事費総括書、変更工事総括書、変更種別内訳書、代価明細表、変更機械器具調書、変更材料品調書、諸経費計算書） | ※ | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 建設局<br>第二建設事務所<br>工事第一課 |
| 7 | R7.2.26 | R7.3.12 | 神田川流域費用便益分析費算出根拠資料 | 5 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 建設局<br>河川部<br>計画課 |
| 8 | R7.3.3 | R7.3.17 | ・令和５・６年度南浅川整備工事に伴う予備設計（浅川合流点から水無瀬橋下流まで）報告書<br>・令和５・６年度南浅川整備工事に伴う予備設計（浅川合流点から水無瀬橋下流まで）業務概要版<br><br>（個人情報を除く） | ※ | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 建設局<br>南多摩西部建設事務所<br>工事課 |

# 令和6年度　公文書開示（3月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 9 | R7.1.14 | R7.3.21 | ・令和６年11月26日６建河計第279号（都市計画事業認可申請書）<br>・令和６年12月26日付国関整計管認東第10号<br>・令和６年12月26日付国関整計管認東第10号の２（東京都市計画河川事業の認可について（通知）） | 18 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 建設局<br>河川部<br>計画課 |
| 10 | R7.1.23 | R7.3.24 | ・監察結果（令和３年４月分）について<br>・監察結果（令和３年５月分）について<br>・監察結果（令和３年６月分）について<br>・監察結果（令和３年７月分）について<br>・監察結果（令和３年８月分）について<br>・監察結果（令和３年９月分）について<br>・監察結果（令和３年10月分）について<br>・監察結果（令和３年11月分）について<br>・監察結果（令和３年12月分）について<br>・監察結果（令和３年11月分）について<br>・監察結果（令和４年１月分）について<br>・監察結果（令和４年２月分）について<br>・監察結果の報告について（令和３年度第４四半期及び令和３年度計）<br>・東京都道路監察要綱<br>・監督処分等処理要領 | | | 1 | | | | | 1 | 1 | | | 1 | | | | （第７条第２号）<br>個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。<br><br>（第７条第３号）<br>不法な行為を行った者であるとの憶測を招く情報であり、公にすることで当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。<br><br>（第７条第２号及び第３号）<br>当該車両が個人所有にかかるものである場合は、特定の個人を識別することができるものであるため。また、法人所有に係るものである場合は、公にすることで、特定日、特定の場所を当該法人の所有する車両が走行していたという内部管理情報が明らかとなり、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため。<br><br>（第７条第６号）<br>警察が行った不法投棄の対応に関する情報であり、これを公にすることにより、警察との信頼関係が損なわれ、今後の道路監察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 | 建設局<br>第一建設事務所<br>管理課 |

# 令和6年度　公文書開示（3月決定分）

| 月整理番号 | 請　求<br>年月日 | 決　定<br>年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 11 | R7.3.12 | R7.3.24 | 道路橋梁維持工事（西の１２）単価契約<br><br>工種別内訳書　細別番号　425号　道路補修工の内訳書及び代価明細表 | 2 | | 1 | | | | | | | | | 1 | | | | （第７条第６号）<br>設計書中の価格及び価格を算出するための情報等を開示することにより、以後の類似工事の発注案件において予定価格が類推されることとなり、公正な入札等の遂行に支障を来すおそれがあるため。 | 建設局<br>西多摩建設事務所<br>補修課 |
| 12 | R7.3.17 | R7.3.25 | 武蔵野公園生物多様性保全利用計画策定業務委託（３）に係る以下の議事録（出席者名及び役職名を除く）<br>・第三回意見交換会 | 6 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 建設局<br>西部公園緑地事務所<br>工事課 |
| 13 | R7.1.28 | R7.3.26 | 神代植物会館屋上防水改修工事実施設計<br>設計成果物<br>（個人情報除く） | ※ | | 1 | | | | | | 1 | 1 | | 1 | | | | （第７条第３号及び第６号）<br>見積精査の経過やその算定式、単価コードを開示した場合、今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。<br>また、見積業者から提供された単価等について、公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。<br><br>（第７条第３号）<br>未公開のFAX番号は、法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。<br><br>（第７条第４号）<br>公にすることにより偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。<br><br>（第７条第３号）<br>不開示とした部分を公にすることにより、受託者が保有する技術情報、企画提案方法等のノウハウが明らかとなり、受託者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 | 建設局<br>西部公園緑地事務所<br>工事課 |

# 令和6年度　公文書開示（3月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 14 | R7.2.12 | R7.3.28 | ・日比谷公園噴水広場等再生整備修正基本・撤去設計<br>委託設計書、委託契約書、委託着手届、代理人及び主任技術者等通知書、担当技術者通知書、再委託届（令和５年９月16日付）、再委託届（令和５年12月６日付）、業務計画書、調査業務計画書、委託変更設計書、変更承諾書、変更内容変更決定通知書、委託完了届、納品書、検査調書、報告書<br><br>・日比谷公園噴水広場等再生整備修正基本設計(その２)<br>委託設計書、設計委託契約書、委託着手届、代理人及び主任技術者等通知書、業務計画書、委託完了届、納品書、検査調書、成果品 | ※ | | | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | （第７条第４号）<br>公にすることにより、偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。<br><br>（第７条第２号）<br>個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。<br><br>（第７条第３号）<br>事業者間の契約金額を公にすることで、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。<br><br>（第７条第３号）<br>未公開の法人の電話番号は、法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。<br><br>（第７条第３号）<br>労働保険番号は法人の内部管理情報であり、公にすることで、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。<br><br>（第７条第３号）<br>受託者の調査手法に関する情報であり、公にすることで、当該法人の事業活動が損なわれると認められるため。<br><br>（第７条第６号）<br>見積精査の経過やその算定式を開示した場合、今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。<br>また、見積業者から提供された単価等について、公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。<br><br>（第７条第５号及び第６号）<br>都の内部における検討に関する情報であって、公園整備に関する未確定の情報であることから、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。<br>また、これら混乱により、都の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 | 建設局<br>東部公園緑地事務所<br>事業推進課 |

# 令和6年度　公文書開示（3月決定分）

| 月整理番号 | 請　求<br>年月日 | 決　定<br>年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | （第７条第３号）<br>法人の内部管理情報であり、公にすることで、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。<br><br>（第７条第３号）<br>未公開の法人のメールアドレスは、法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。<br><br>（第７条第２号、第５号及び第６号）<br>個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。<br>アドバイザーの大学名及び名字を公にすることにより、今後、都が行うアドバイザー会議において、アドバイザーの自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められるため。<br>また、アドバイザーの大学名及び名字を公にすることにより、各アドバイザーとの信頼関係が失われ、今後、都が行うアドバイザー会議事務に協力を得られなくなるなど都の事業運営に支障が生じるおそれがあるため。 | |
| 15 | R3.5.27 | R7.3.28 | 道路予備修正設計（２街-国立３・３・15外１路線）報告書（令和３年４月東京都北多摩北部建設事務所、〇〇作成） | 1 | | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | | | | （第７条第５号及び第６号）<br>不開示部分は、都の内部における検討に関する情報であって、路線の幅員・構造・工法等に関する未確定の情報であることから、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。<br>また、これら混乱により、都の事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 | 建設局<br>北多摩北部建設事務所<br>工事第一課 |

# 令和6年度　公文書開示（3月決定分）

| 月整理番号 | 請　求<br>年月日 | 決　定<br>年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 16 | R4.5.11 | R7.3.28 | 道路構造物予備設計その２（３街-国立３・３・15外１路線）設計報告書（令和４年４月　東京都北多摩北部建設事務所、〇〇作成）<br>環境調査基礎資料修正委託（２街-国立３・３・15外１路線）報告書（令和３年５月　東京都北多摩北部建設事務所、〇〇作成） | 1 | | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | | | | （第７条第５号及び第６号）<br>不開示部分は、都の内部における検討に関する情報であって、路線の幅員・構造・工法等に関する未確定の情報であることから、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。<br>また、これら混乱により、都の事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 | 建設局<br>北多摩北部建設事務所<br>工事第一課 |
| 17 | R7.3.18 | R7.3.31 | 「スクランブルスタジオシブヤ」（代々木公園内のスタジアム）について、都として、決定・検討していることを示す文書 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 | 建設局<br>総務部<br>総務課 |
| 18 | R7.3.17 | R7.3.31 | ①第一建設事務所が所管と思われるビル工事の道路占拠について、以前にも問い合わせたが、使用幅長さ等がL字状態に道路及び歩道に占拠している表示違反について、第一建設事務所が対応しないことについて理由がわかる文書。<br>②東京都が新大橋通りの工事が夜間金曜日の夜から日曜日にかけて、騒音が酷い。法令上、昼間工事をやらないで、夜に工事をして騒音を立ててよいことが認められている文書等の開示を求める。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書は作成及び取得しておらず存在しない。 | 建設局<br>第一建設事務所<br>管理課 |

# 令和6年度　公文書開示（3月決定分）

| 月整理番号 | 請　求<br>年月日 | 決　定<br>年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 19 | R7.3.17 | R7.3.31 | 「入札契約制度改革の本格実施」により実施する具体策に係る基本的な取扱いについて<br>地方自治法１３８条の二の二について、問い合わせたが、第一建設事務所の職員によって、事務所の職員〇〇等に問い合わせたが、明確な回答を得ることが困難であった。<br>上記通知第２の１の（２）…原則として、入札方式を希望制指名競争入札とするとの記載について、第一建設事務所職員の希望制指名入札の教示を受けることができない。行政の説明責任をいただくことが困難である。地方自治法１３８条の二の二にあることがわかる文書（例規名条項　服務一切の文書）を求める。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | 請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しない。 | 建設局<br>第一建設事務所<br>庶務課 |
| 20 | R7.3.17 | R7.3.31 | ②東京都が新大橋通りの工事が夜間金曜日の夜から日曜日にかけて、騒音が酷い。法令上、昼間工事をやらないで、夜に工事をして騒音を立ててよいことが認められている文書等の開示を求める。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しない。 | 建設局<br>第一建設事務所<br>補修課 |

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「１」を記入しています。
＜（根拠規定）条例７条＞
・一部開示及び不開示について、条例７条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「１」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。